印旛利根川水防事務組合において制定すべき規則のうち栄町規則 を準用する規則

昭和56年2月9日 印利水規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、印旛利根川水防事務組合において制定すべき規則 のうち栄町規則を準用することを目的とする。

(準用する規則)

第2条 印旛利根川水防事務組合において制定すべき次の左欄に掲げる 規則については、次の右欄に掲げる栄町規則を準用する。

	T
印旛利根川水防事務組合におい て制定すべき規則	準用する栄町規則の名称
職員の勤務時間及び休暇に関する規則	栄町職員の勤務時間及び休暇に 関する規則(昭和55年規則第1 2号)
職員の給料の支給に関する規則	栄町職員の給料の支給に関する 規則(昭和55年規則第13号)
職員の初任給、昇給、昇給等に関する規則	栄町職員の初任給、昇給、昇給等 に関する規則(昭和56年規則第 2号)
職員の扶養手当の支給に関する 規則	栄町職員の扶養手当の支給に関する規則(昭和55年規則第14 号)
職員の住居手当の支給に関する 規則	栄町職員の住居手当の支給に関する規則(昭和55年規則第15号)
職員の通勤手当の支給に関する 規則	栄町職員の通勤手当の支給に関する規則(昭和55年規則第18 号)
職員の時間外勤務手当等の支給 に関する規則	栄町職員の時間外手当等の支給 に関する規則(昭和55年規則第

	2 0 号)
職員の期末勤勉手当及び勤勉手当の支給に関する規則	期末勤勉手当及び勤勉手当の支 給に関する規則(昭和39年規則 第6号)

(読み替え規定)

第3条 前条に定める規則の準用にあっては、「栄町」とあるのは「印 旛利根川水防事務組合」と、「町長」とあるのは、「管理者」とそれ ぞれ読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。